

平成23年5月2日

各 位

会 社 名 田中亜鉛鍍金株式会社 代表者名 代表取締役社長 田中 成和 (JASDAQ・コード5980) 問合せ先 役職・氏名 取締役・経理部担当 山村健一郎 電話06-6472-1238

(訂正) 「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」の一部訂正

平成23年4月28日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」の内容について一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

#### I 訂正の理由

種類株式発行に係る定款の一部変更の件(「定款の一部変更の件 - 1」)及び全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件 - 2」)、並び本完全子会社化手続の日程の概要(予定)の内容に一部誤りがありましたので、これを訂正するものであります。

なお、訂正箇所はゴシック体二重下線で示しています。

## Ⅱ 訂正の内容

### 【訂正箇所①】

- 1. 種類株式発行に係る定款の一部変更の件(「定款の一部変更の件-1」)
- (1)変更の目的(3頁)

# 【訂正前】

「定款一部変更の件 - 1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は・・・所要の変更を行うものです。

#### 【訂正後】

「定款一部変更の件-1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は・・・所要の変更を行うものです。

また、定款第12条の定時株主総会の招集時期について、会社法第296条第1項の規定に合わせ変更いたします。

## 【訂正箇所②】

- 1. 種類株式発行に係る定款の一部変更の件(「定款の一部変更の件-1」)
- (2)変更の内容(4頁)

#### 【訂正前】

(H) TE (H)	
現行定款	変更案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会

(新設)	第18条 第14条、第15条、第17条の規定は、種類株主総会に
	これを準用する。_
	2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規
	定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
	3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規
	定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

#### 【訂正後】

現行定款	変更案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
<u>(招集)</u>	<u>(招集)</u>
第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日か	第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後一定の
ら3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は随時必	時期に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じてこれ
<u>要に応じてこれを招集する。</u>	<u>を招集する。</u>
	(種類株主総会)
(新設)	第18条 第14条、第15条、第17条の規定は、種類株主総会に
	これを準用する。_
	2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規
	定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
	3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規
	定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

### 【訂正箇所③】

- 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)
- (1)変更の目的(4頁)

## 【訂正前】

「・・・しかしながら、本完全子会社化手続が実施された場合、当社は、田中ホールディングスのみを当社の議決権を有する株主とする会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、これらの定めを削除するものであります。また、この変更に伴い、第12条の定時株主総会の招集時期についても、会社法第296条第1項の規定に合わせ変更いたします。なお、定款第13条の定めを廃止した場合、・・・」

#### 【訂正後】

「・・・しかしながら、本完全子会社化手続が実施された場合、当社は、田中ホールディングスのみを当社の議決権を 有する株主とする会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、これらの定めを削除するも のであります。なお、定款第13条の定めを廃止した場合、・・・」

### 【訂正箇所④】

- 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)
- (2)変更の内容(5頁)

# 【訂正前】

	\\\(\dagger_1 \dagger_2 \dagger_3 \dagger_4 \d
元 郭 一 弘 忽 用 (/ ) 佐 -         ( 「 ム 忽 用 後 / ) 元 郭	1日川沙田女
「定款一部変更の件‐1」による変更後の定款	追加変更案

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は随時必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3 月31日とする。 第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後一定の 時期に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じてこれ を招集する。

(削除)

# 【訂正後】

「定款一部変更の件・1」による変更後の定款	追加変更案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(定時株主総会の基準日)	(削除)
第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3	
<u>月31日とする。</u>	

## 【訂正箇所⑤】

5. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定) (7頁)

### 【訂正前】

当社普通株式の売買最終日	平成23年 6 月30日( <u>本</u> )
当社普通株式の上場廃止日	平成23年7月1日 ( <u>火</u> )
【訂正後】	
当社普通株式の売買最終日	平成23年6月30日 ( <u>木</u> )
当社普通株式の上場廃止日	平成23年7月1日( <u>金</u> )

以 上